

○東京藝術大学美術学部教務委員会内規

〔平成3年4月1日〕  
制 定

改正 平成4年5月14日 平成9年6月13日  
平成11年4月1日 平成12年4月13日  
平成17年2月28日 平成20年3月27日  
平成24年5月17日 平成25年4月18日  
平成25年10月24日 平成27年3月26日  
平成28年3月12日

(設置)

第1条 東京藝術大学美術学部に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 美術学部（大学院美術研究科を含む。）の授業科目等教育研究に関する事項
- (2) その他教務に関する事項（入学試験、学生生活及び博士論文等審査に関する事項を除く。）

(組織)

第3条 委員会は、教授会構成員で日本画、油画、彫刻、工芸、デザイン、建築、芸術学、美術教育、先端芸術表現、グローバルアートプラクティス、文化財保存学及び大学美術館の区分から選出された者各1人で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選出する。

2 委員長が第3条第1号により選出された場合で、委員長が望み、かつ委員会が承認した場合は、委員長の属する区分から委員1人を補充することができる。

3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(部会)

第6条 委員会に、特定の問題や議案を集中的に準備・検討するために部会を設けることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(内規の改正)

第8条 この内規の改正は、教授会の審議を経て行う。

(事務)

第9条 委員会の事務は、美術学部事務部で処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。ただし、現に委員である者の任期は、平成4年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成4年5月14日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成9年6月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月13日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成17年2月28日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年3月27日から施行し、平成20年1月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年5月17日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。